

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 下川 順
印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行

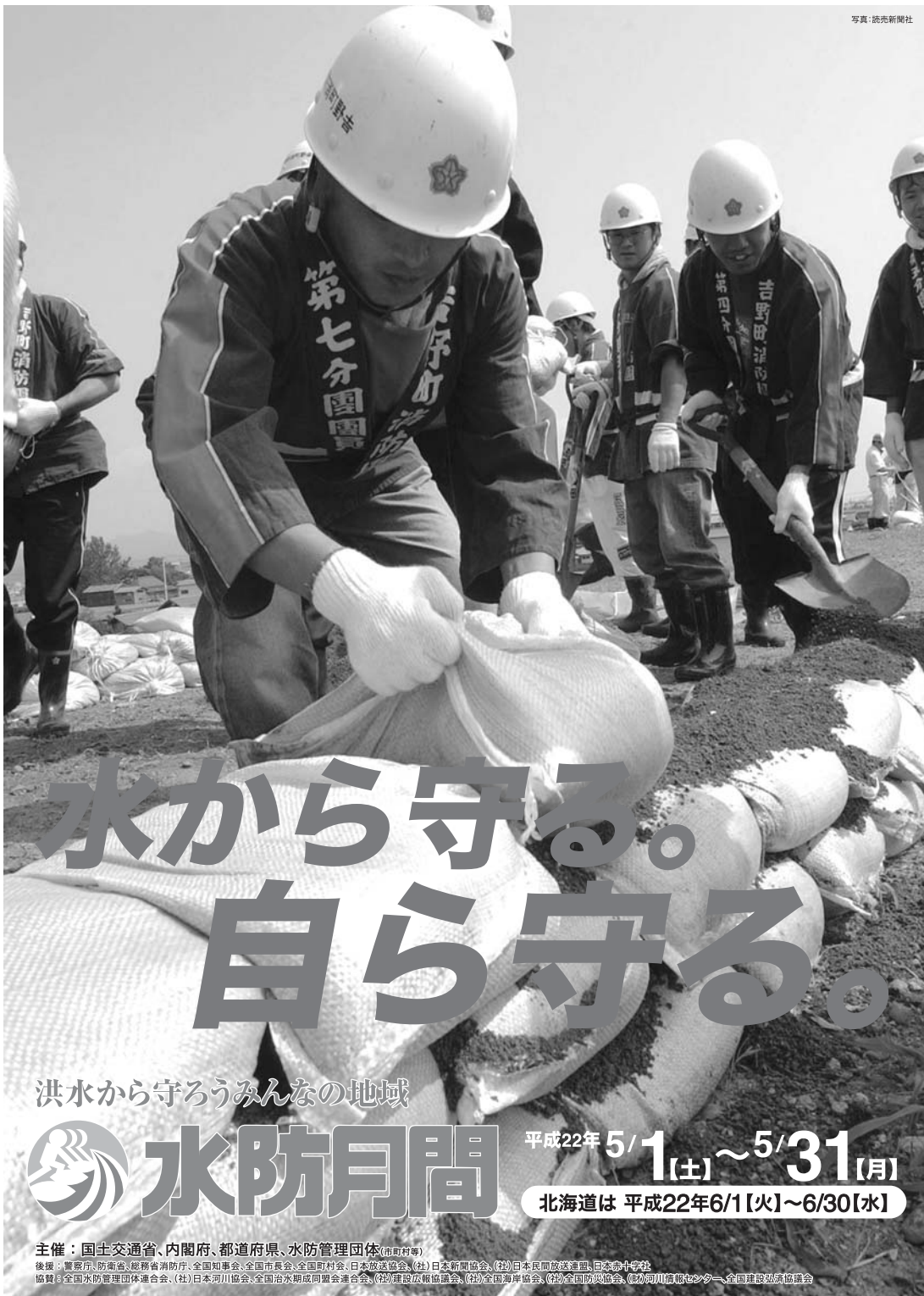


写真:読売新聞社

水から守る。 自ら守る。

洪水から守ろうみんなの地域



水防月間

平成22年 5/1(土) ~ 5/31(月)

北海道は 平成22年6/1(火) ~ 6/30(水)

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

後援：警察庁、防衛省、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、日本赤十字社

協賛：全国水防管理団体連合会、(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、(社)建設協同協会、(社)全国海岸協会、(社)全国防災協会、(財)河川情報センター、全国建設弘済協議会

水防月間について

— 洪水から守ろうみんなの地域 —

— 5月1日～5月31日 —
(北海道6月1日～6月30日)

国土交通省河川局防災課

5月1日から5月31日（北海道にあつては6月1日から6月30日）は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、急速な河川流域の開発という社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

これらの水害を未然に防止し、安全で安心できる地域社会を実現するためには、治水施設の早急な整備が望まれるところですが、その整備には莫大な費用と長い年月が必要であり、水害の根絶が難しい現状のなかで、洪水時に応急対策として行われる水防活動は、ますます重要なものとなっております。

昨年も局地的な豪雨などにより、全国各地で激甚な災害が発生しましたが、その際にも、地元水防団（消防団）の方々が、昼夜を分かたず水防活動を実施され、被害の軽減にあたられたところです。

国土交通省では、関係機関と協力し、国民全般に

水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、水防月間を定めております。これは、昭和61年の台風10号による出水の際における懸命な水防活動により、水防活動が極めて重要であることが再認識されたことを契機として、昭和62年度より実施されているものです。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するとともに、都道府県、水防管理団体（市町村等）と共に、出水を想定した水防演習や情報伝達演習の実施、水防資器材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講演会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は皆様のご協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的な参加をお願いしますとともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。



平成22年度水防月間実施要綱

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的とする。

2. 期間

平成22年5月1日(土)から平成22年5月31日(月)まで(北海道にあっては、平成22年6月1日(火)から平成22年6月30日(水)まで)

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体(市町村等)

4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、(社)日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、(社)建設広報協議会、(社)全国海岸協会、(社)全国防災協会、(財)河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

(1) 水防の重要性の普及と水防演習の実施

※特に、地域住民・企業が参加する水防演習の実施

(2) 水防体制の強化

※特に、重要水防箇所の周知徹底

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県(以下「水

防管理団体等」という。)は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

なお、効果的な広報活動の推進に資するため、活動の実施状況を月間終了後報告するものとする。

I 水防の重要性の普及と水防演習の実施

(1) 広報活動等の推進

① 水防管理団体等は、水防の意義及び重要性等について、新聞、テレビ、ラジオ等報道関係機関の協力やインターネット等を有効活用した積極的な広報活動を行うこと。

② 水防管理団体等は、広報誌、ポスター、パンフレット、折り込み、ステッカー、横断幕等を活用し、必要に応じて水防シンボルマークを使用するなど、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に浸透するようにすること。

③ 水防管理団体等は、水防に関する展示会及び講演会の開催等各種の行事を行うこと。

④ 避難場所、重要水防箇所の周知等

水防管理団体等は、ハザードマップ等を活用し、洪水時の浸水想定区域や区域内の地下施設等における避難行動が迅速かつ的確に行われるよう、地区単位で安全な避難場所や避難経路等の確認を行い、重要水防箇所と併せて地域住民への周知に努めるとともに、地域住民参加による避難訓練を実施すること。

(2) 水防演習の実施

① 水防管理団体等は、水防団、消防機関、水防協力団体等の協力を得て、洪水時における関係機関との連携と水防体制の強化を期するとともに、水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及及び水防意識等の高揚を図るため、水防演習を実施すること。

② 水防管理団体等は、水防知識及び水害に対する心構えを確立する意味においても、多くの地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加するよう関係機関と協力するとともに、はん濫想定水防訓練及び複合型防災実動訓練など多くの機関と連携する実態に即した総合的な演習

を実施すること。

II 水防体制の強化

- (1) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関を含め、総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えて無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令に係る情報伝達訓練も実施すること。

また、高齢者、障害者等災害時要援護者が利用する施設および地下施設に対しては、適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の充実・強化を推進すること。

- (2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特徴を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

- (3) 重要水防箇所への周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体と共同巡視を行い、重要水防箇所への周知徹底を図るとともに、関係市町村及び関係水防管理団体等の関係機関と、はん濫危険水位を設定した箇所の水位と洪水予報観測所の水位との関係や、はん濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域等など、水防に必要な情報共有を行うこと。

また、水防管理者等は、地下空間における浸水被害軽減のため、地下施設管理者等と連携した情報伝達、避難体制の整備等を行うこと。

- (4) 水防研修等の充実

水防管理団体等は、水防法に基づく権限や水防

に必要な高度な知識及び技能の修得が図られるよう水防研修会等における講義、討議、実習等研修内容の充実に努め、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防の一層の活性化を推進すること。

- (5) 水防団員の所属する事業所に対する協力依頼

水防管理団体等は、サラリーマンである水防団員が安心して水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所の理解と協力を得られるよう、積極的に働きかけていくこと。

III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、河川管理者においては、一層厳重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、

- (1) 危険と思われる河川管理施設については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。

- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求めるとともに、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。

- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、厳重な警戒を行うこと。

- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

IV 水防功労者の表彰

水防管理団体等は、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体を表彰すること。

平成22年度国土交通省における水防演習実施予定

地整名	演習名	実施日	実施場所
関東	利根川水系連合水防演習	5月15日(土)	利根川(左岸) 群馬県邑楽郡板倉町大高嶋地先
中部	木曾三川連合水防演習・広域複合型 災害防災実動訓練	5月16日(日)	木曾川(右岸) 愛知県愛西市立田地先
九州	総合防災訓練in熊本	5月16日(日)	白川(右岸) 熊本県熊本市小島下町地内
四国	重信川水防演習	5月23日(日)	重信川(右岸) 愛媛県松山市井門町地先(重信大橋下流)
東北	米代川水防演習	5月29日(土)	米代川(左岸) 秋田県能代市字中嶋地先
北陸	信濃川下流水防演習	5月30日(日)	信濃川(左岸) 新潟県新潟市南区赤浜地先
近畿	紀の川合同水防演習	5月30日(日)	紀の川(左岸) 和歌山県和歌山市有本地先
中国	芦田川水防演習	5月30日(日)	芦田川(左岸) 広島県福山市草戸町地先芦田川河川敷(草戸大橋上流東側)
北海道	石狩川水系忠別川 水防公開演習	6月19日(土)	忠別川(右岸) 北海道旭川市東光地先

平成22年度全国治水大会 山口大会

— 山口市「山口市民会館」において
平成22年6月3日(木)開催 —

平成22年度の全国治水大会が、山口県において開催されることになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

◎開催月日 平成22年6月3日(木) 午後

◎開催場所 山口市
「山口市民会館」

◎特別講演 福田百合子
(中原中也記念館名誉館長)

翌6月4日(金)は治水関連事業に加えて、山口県の各名所である岩国の錦帯橋や萩の松下村塾・松陰神社、大内文化の瑠璃光寺など魅力ある現地研修コースを用意しております。

正式な案内は、別途4月中にお届けしたいと考えておりますので、多数の皆様にご来県いただきますよう、心からお待ち申し上げます。

また、開催地の山口市をはじめとし山口県内の各名所は、NHKの大河ドラマ「龍馬伝」でも多くの場所が登場します。

現地研修(予定)

- 山口県東部コース
岩国市・錦川『河川激甚災害対策特別緊急事業』ほか
- 山口県中北部コース
防府市・剣川『直轄砂防事業』、佐波川『上石田堰』ほか
- 山口県西部コース
宇部市・『真締川ダム』、『沢波川排水機場』ほか

〈全水連だより〉

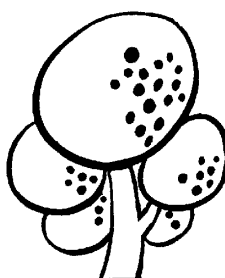
平成22年度 全水連行事予定

(平成22年4月1日現在)

全国治水期成同盟会連合会

月 日	曜日	時 刻	行 事	会 場
4月27日	火	11:00	全水連春季理事会	麴町会館
6月3日	木	13:30	第62回全水連総会	山口県 (山口市)
6月3日	木	14:00	22年度全国治水大会	山口県 (山口市)
10月14日	木	11:00	全水連秋季理事会	麴町会館
10月28日	木	13:00	東北地方治水大会	山形県 (山形市)
10月下旬～11月上旬		午後	北陸地方治水大会	富山県 (富山市)
		午後	中部地方治水大会	三重県 (津市)
		午後	近畿地方治水大会	京都府 (京都市)
		午後	四国地方治水大会	徳島県 (徳島市)
		午後	九州地方治水大会	大分県 (大分市)
11月29日	月	13:30	22年度促進全国大会	砂防会館別館

(注) 各地方治水大会の日程は、今後決定したところから随時お知らせいたします。



機関紙“治水”3月号休刊のお知らせ

機関紙“治水”3月号は、都合により休刊といたしました。ご了承願います。